

第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更について

計 画 書

神戸国際港都建設計画区域区分の変更（兵庫県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

単位：千人

区 分	年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口		1,525	1,548
市街化区域内人口		1,478	1,503
配分する人口		-	1,484
保留する人口		-	19
（特定保留）		-	5
（一般保留）		-	14

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

神戸都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を昭和 45 年に定めた後、概ね 5 年に一度の一斉見直しを行ってきた。また、その間、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった場合には、随時、区域区分の見直しを行ってきた。

西区伊川谷町潤和は、平成 21 年の一斉見直しで特定保留区域に位置づけていたところであるが、このたび、事業計画が具体化し、市街地整備の実施の見通しが確実となった。

このため、この地区を市街化調整区域から市街化区域に変更し、計画的な市街化を図るため、本計画のとおり区域区分を変更するものである。

（参考）区域区分の変更前後対照表

種 類	面 積 (ha)		
	変更前	変更後	増減
都市計画区域	約 55,337 (100%)	約 55,337 (100%)	-
市街化区域	約 20,355 (37%)	約 20,365 (37%)	約 10
市街化調整区域	約 34,982 (63%)	約 34,972 (63%)	約 10
特定保留区域	約 49	約 39	約 10
一般保留区域 (暫定市街化調整区域)	約 152	約 152	-